

2021文議第617号
令和3年11月9日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
田中 としかね

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

| 委員会 | 受理番号 | 件名 |
|--------------|------|--------------------------------------|
| 総務区民 (4件) | 第24号 | 場外馬券売り場(後楽園オフト)の撤去を求める請願 |
| | 第25号 | 消費税率5%への引き下げとインボイス制度中止を求める請願 |
| | 第26号 | 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願 |
| | 第27号 | 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願 |
| 厚生 (1件) | 第28号 | 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための請願 |
| 文教 (1件) | 第29号 | 「グリホサート農薬」のっていない安心安全な学校給食の提供を求める請願 |

請 願 文 書 表

| | |
|---------------|---|
| 受理年月日 及び番号 | 令和3年11月5日 第24号 |
| 件名 | 場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める 請願 |
| 請願者 | 文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小竹 紘子 |
| 紹介議員 | 板倉 美千代 |
| 請願の要旨 | 次頁のとおり |
| 付託委員会 | 総務区民委員会 |

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。

厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と述べています。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粋にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表

| | |
|---------------|--|
| 受理年月日 及び番号 | 令和3年11月5日 第25号 |
| 件 名 | 消費税率5%への引き下げとインボイス制度中止を 求める請願 |
| 請 願 者 | 文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁 |
| 紹 介 議 員 | 板 倉 美 千 代 |
| 請 願 の 要 旨 | 次 頁 の と お り |
| 付 託 委 員 会 | 総 務 区 民 委 員 会 |

請願理由

総選挙を前にした10月、財務省官僚が雑誌に異例の寄稿を行い、消費税減税を否定しました。消費税が社会保障制度維持の「切り札」だといいますが、社会保障はこの間削られ続けています。コロナ禍が病床や保健所の削減による影響を浮き彫りにする中、国会では75歳以上の高齢者の医療費窓口負担を2倍にする法案が強行されました。消費税をいくら上げても社会保障はよくなっていません。

世界62の国と地域が、消費税に相当する付加価値税等の減税へと踏み出し、また、大企業や富裕層への課税強化も始まっています。日本でも、くらしと営業を守るために、低所得者ほど負担が重くなる消費税率を5%に引き下げ、憲法に基づき「生活費には課税しない」「能力に応じて負担する」という税制に転換し、不公平税制を正すことが急務です。

こうした中で、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしていますが、仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、事業者だけでなく、ベンチャーやフリーランスなど広範な国民に被害を及ぼすものです。

また、シルバー人材センターで働く約70万人の会員にも影響が及びます。会員はセンターから業務を委託される個人事業主です。インボイス導入後、センターが消費税納税で仕入れ税額控除をするには会員が発行したインボイスが必要です。平均年収40数万円の会員が課税業者になって消費税を負担させられることになりかねません。全会員が課税業者になることは困難なため、報酬から消費税分が引かれるようになる可能性があります。

インボイス制度の中止はもちろん、コロナ禍で納税困難な業者には消費税を減免することこそ必要です。

以上の趣旨により、次のことを請願します。

請願事項

- 1 消費税率を5%に引き下げること。
- 2 インボイス制度は中止すること。

請 願 文 書 表

| | |
|---------------|--|
| 受理年月日 及び番号 | 令和3年11月5日 第26号・27号 |
| 件名 | 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願 |
| 請願者 | 26号 文京区本駒込一丁目2番5号 ルネ文京白山 一般社団法人 本郷青色申告会 会 長 松 本 正 |
| | 27号 文京区小日向一丁目1番8号 藤和小日向ホームズ1階 一般社団法人 小石川青色申告会 会 長 赤 司 幸 勇 |
| 紹介議員 | 宮本 伸一 宮崎 こうき 佐藤 ごういち 浅田 保雄 たかはま なおき 山本 一仁 板倉 美千代 |
| 請願の要旨 | 次頁のとおり |
| 付託委員会 | 総務区民委員会 |

請願理由

昨年来のコロナ禍により、事業者は、規模の大小、業種・業態を問わず、売上の激減、収益の悪化に見舞われ、事業の存続の危機に直面している。

加えて、都民の日常の生活はもとより、サラリーマン等はテレワークへのシフト等、仕事の仕方にも変化が生じるなど、予想だにできなかった苦難が降りかかっている。

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、コロナ禍前にもまして、厳しく、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機に晒されている。

このような社会経済環境に加え、消費税を初めとする税負担の増加の中で、私たち小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族や従業員などの生活基盤は圧迫され続けている現状にある。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保険料などの負担の増加にあえいでいる実態にある。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着している下記の軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は、更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

つきましては、「固定資産税及び都市計画税に係るこれらの軽減措置について、令和4年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

- ※1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として、昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。
- ※2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として、平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。
- ※3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

請願事項

「固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置について、令和4年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和4年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和4年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和4年度以後も継続すること。

請 願 文 書 表

| | |
|---------------|--|
| 受理年月日 及び番号 | 令和3年11月5日 第28号 |
| 件名 | 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民の いのちと健康を守るための請願 |
| 請願者 | 文京区向丘二丁目5番6号2階 日本医科大学労働組合 執行委員長 篠崎吉夫 外1名 |
| 紹介議員 | 海津敦子 関川けさ子 |
| 請願の要旨 | 次頁のとおり |
| 付託委員会 | 厚生委員会 |

請願理由

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

逆進性の高い消費税を減税するなどの対策と同時に、社会保障に関わる財源の確保が重要です。社会保障の再分配機能を高め、大企業・富裕層への応能負担を求めるなど、コロナ対策ならびにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうか。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために下記の事項について請願します。下記の項目について地方自治法第99条に基づき国に対し意見書を送付してください。

請願事項

- 1 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保するため、医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。
- 2 公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。
- 3 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。
- 4 社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

| 請 願 文 書 表 | |
|---------------|---|
| 受理年月日 及び番号 | 令和3年11月5日 第29号 |
| 件 名 | 「グリホサート農薬」のっていない安心安全な 学校給食の提供を求める請願 |
| 請 願 者 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px; margin-bottom: 5px; margin-left: 50px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-left: 100px;"></div> |
| 紹介議員 | 沢 田 けいじ 小 林 れい子 |
| 請願の要旨 | 次 頁 の と お り |
| 付託委員会 | 文 教 委 員 会 |

請願理由

農地単位面積あたりの農薬使用量が世界3位である日本は、農薬の規制が世界に比べて大きく遅れています。小麦のグリホサート農薬の残留基準値は中国0.2ppmに対し、日本は150倍の30ppmに緩く設定されています。グリホサート農薬は発がん性のみならず、生殖毒性、環境ホルモン作用、さらに人間の免疫の中心である腸内細菌を殺してしまうことで様々な疾患を誘発することが指摘されています。現在、世界40カ国以上でグリホサート農薬は使用禁止や規制が進んでいます。

日本で行われている農薬の安全審査は、農薬会社から国に提出される試験データを承認する方法で行われ、国が独自に試験を行い安全性を確認する作業はされていません。国が定めたグリホサート農薬の1日摂取許容量(1mg/kg=1ppm)は、農薬を構成しているうちの主成分から算出された値で、実際に使われる農薬から算出されていません。主成分は、草が枯れないほど毒性が低いものです。一方、同じく農薬を構成している補助剤は、主成分の100~1000倍の毒性が論文で指摘されているにもかかわらず、安全審査がされていません。補助剤は企業秘密とされて、何が含まれているか不明です。カーン大学セラリーニ教授の研究では、補助剤から危険なヒ素が検出されています。

また、近年の論文で判明した様々な毒性についても国は安全審査をしていません。2019年ワシントン州立大学の研究では、親がグリホサート農薬を摂取すると、全く摂取していない孫・ひ孫の世代で生殖系などに異常がでています。2017年ロンドン大学の研究では、1日摂取許容量を遥かに下回る低濃度(0.004mg/kg=0.004ppm)の長期摂取で脂肪肝になると指摘されています。しかし、国はこれらの安全審査をしていません。EUでは厳しく規制されている環境ホルモン作用についても、調べられていません。

文京区の学校給食のパンや麺では、グリホサート農薬の残留が疑われる輸入小麦を使用しています。小学生の場合、1回で摂取する量は微量でも週1回のペースで6年間摂取することは、低濃度の長期摂取となります。農薬評価書によると、グリホサート農薬の体外への排出には1週間かかります。週1回のペースでグリホサート農薬を摂取すると、子どもの体内からグリホサート農薬が消えることはありません。農薬で一番影響を受けるのは、胎児と子どもです。国際産婦人科連合(FIGO)は2019年に「グリホサートは全世界で、段階的に使用をやめるべき」と勧告を出しました。子どもたちの命と健康を守ることを第一の判断基準とし、予防原則に基づき、危険性が疑われるものは学校給食に使用しないでください。

以上のような観点から文京区に対して下記のことを働きかけて頂きたい、お願いいたします。

請願事項

- 1 国は学校給食でのグリホサートの残留農薬測定をしていないので、文の京の学校給食として、子どもの安全と保護者の安心のため、輸入小麦を使用したパンや麺のグリホサート残留農薬測定をしてください。
- 2 毒性の高い補助剤の安全審査がされておらず、世界の多くの国で禁止や規制が進んでいるグリホサート農薬の残留が懸念される輸入小麦を使用したパンや麺は、前項の残留農薬測定により安全性が確認されるまで、予防原則に基づいて文京区の学校給食での使用をやめ、米飯または安心安全な食材へ変更してください。